

事業計画概要書に対する知事意見書

3長地環第5-7号

令和4年(2022年)1月31日

株式会社ミノル産業

代表取締役 山下 浩史 様

長野県長野地域振興局長

令和3年12月16日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

| | | |
|--|---|--|
| (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 株式会社ミノル産業 代表取締役 山下 浩史 長野県須坂市大字米持字横道236番地 | |
| (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所 | ・須坂市大字米持字横道 236 番地 (切断施設) ・須坂市大字米持字清水沢356番 1 (圧縮施設) | |
| (3) 廃棄物の処理施設の種類 | ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の切断施設 ・紙くず、繊維くず、金属くずの圧縮施設 | |
| (4) 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) | ○切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ○圧縮する産業廃棄物 紙くず、繊維くず、金属くず | |
| (5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量) | 切断施設 14.768 t / 日 (1.846 t / h : 8時間稼働) 圧縮施設 140.696 t / 日 (17.587 t / h : 8時間稼働) | |
| (6) 変更の概要 (変更許可等の場合) | 新 | 旧 |
| | ○切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、 <u>紙くず</u> 、 <u>木くず</u> 、 <u>繊維くず</u> 、 <u>金属くず</u> 、 <u>ガラスくず</u> ・ <u>コンクリートくず</u> 及び陶磁器くず、がれき類 ○圧縮する産業廃棄物 <u>紙くず</u> 、 <u>繊維くず</u> 、 <u>金属くず</u> | ○切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ○圧縮する産業廃棄物 金属くず |
| (7) 周辺地域の範囲及びその根拠 | (範囲) 須坂市大字米持町、九反田町、境沢町、八幡町 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5) | |
| (8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 | (範囲) 須坂市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号 | |
| (9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所 | (日時) 令和4年2月26日(土) 午前10時から (場所) 米持公会堂(須坂市大字米持190番地1) | |

2 知事意見

| | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 周辺地域の範囲についての意見 | 事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。 |
| 関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見 | 事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。 |
| 事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見 | 事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。 |